

# 令和7年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和7年3月7日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）

議案第1号 令和6年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について

議案第2号 教育長の任命について

議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 芸西村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第9号 芸西村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第10号 芸西村民会館、芸西村保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 芸西村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

議案第13号 芸西村教育支援センターの設置及び運営に関する条例

議案第14号 芸西村憩ヶ丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 令和6年度芸西村一般会計補正予算（第7号）

議案第18号 令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第19号 令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第20号 令和6年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 令和6年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和6年度芸西村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和7年度芸西村一般会計予算
- 議案第25号 令和7年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和7年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第27号 令和7年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和7年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第29号 令和7年度芸西村簡易水道事業会計予算
- 議案第30号 令和7年度芸西村下水道事業会計予算
- 議案第31号 区域外路線の認定について
- 議案第32号 芸西村憩ヶ丘運動公園の指定管理者の指定について

日程第4 議案第1号 令和6年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について

招 集 年 月 日            令和7年3月7日（金）

招 集 の 場 所            芸西村役場議場

開 会 時 間            午前9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千 代 子	○
7	岡 村 俊 彰	○	8	小 松 康 人	欠	9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	総 務 課 長	長崎 寛司
会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔	産 業 振 興 課 長	吉永 卓史
土 木 環 境 課 長	山本 裕崇	企 画 振 興 課 長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔
総 務 課 長 補 佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	小松 司沙
産 業 振 興 課 長 補 佐	常光 紘正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山崎 純裕	企 画 振 興 課 長 補 佐	岡村 公順
教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和7年3月7日（金）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和7年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《諸般の報告》

#### ○ 仙頭 一貴 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。8番小松康人議員より欠席届が提出されており欠席となっております。監査委員から令和6年度芸西村定期監査報告書並びに、11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて5番安岡公子君、6番西笛千代子君を指名します。

### 《日程第2》

#### ○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長濱田圭介君。

#### ○ 濱田 圭介 議員

おはようございます。議会運営委員会を報告いたします。去る、2月28日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月7日から14日までの8日間とするものです。

まず、本日は村長提出の議案第1号から第32号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第1号の審議・採決を行っていただきます。8日から12日までは議案精査のため休会とします。13日は一般質問を行っていただきます。そして14日は、議案第2号から第32号までの審議・採決、並びに、議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

#### ○ 仙頭 一貴 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月14日までの8日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月14日までの8日間に決定しました。

## 《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

### ○ 仙頭 一貴 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。松本村長。

### ○ 松本 巧 村長

おはようございます。本日、ここに議員の皆さまのご出席を賜り、芸西村議会令和7年3月定例会が開催できることにつきまして深く感謝を申し上げます。

提案に先立ちまして、事務事業の進捗状況と令和7年度の主要施策の概要並びに村政運営に臨む施政方針につきましてご報告をさせていただきます。

昨年11月の村長就任以降、3か月余りが経過しました。日々の業務を行う中で、関係機関や自治体の要職にある方との交流や意見交換の機会なども増え、村内の主要な行事にも村長として参加させていただくなど、職員時代とは違う重い責任を痛感するとともに、芸西村の発展に向けた取り組みと、村民の誰もが幸せを感じられる村づくりを全力で進めるべく、決意も新たにしているところでございます。

令和7年度は、南国安芸道路の高知龍馬空港から香南のいちインターチェンジ間が開通し、高知市への移動や利便性も飛躍的に向上します。また、和食ダムも完成予定であることや、琴ヶ浜もロケ地となりました、やなせたかし先生とその妻であるのぶさんをモデルとした「あんぱん」も放送が始まるなど、芸西村にとりまして大きな節目の年となります。

この追い風を絶好の好機と捉え、芸西村が大きく飛躍できるよう、令和7年度の予算編成におきましても、人口減少や少子化対策、また、産業振興や村の情報発信などにつきましても、積極的に事業を進めていけるよう必要な予算を計上させていただきました。

また、12月末をもって空席となっております教育長には、教育現場を熟知し、経験、実績、手腕ともに芸西村の教育行政のかじ取り役として相応しい方の選任議案を提出させていただいております。

令和7年度は職員一同、気持ちも新たに、「小さくても元気で輝くむら」を目指した取り組みを進めてまいります。

議員の皆さま方におかれましても、今後の事業推進につきましてご理解、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和5年度決算公表の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す「実質公債費比率」は8.6%で、前年度プラス1.2ポイントとなっています。これは、災害復旧費に係る基準財政需要額が減ったことが要因で、令和6年度は9.5%と試算しております。繰上償還等を行い、比率の上昇抑制を図ることとしておりますが、県内町村平均を上回る予想となっております。

現在進めている教育施設集約化等により、起債償還が順次発生し、今後も厳しい財政運営が予想されるため、より一層の歳出削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

令和7年度当初予算額は、55億5300万円で前年比2億1800万円(3.8%)減となっております。また、当村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された令和7年度地方財政計画において、前年比1.6%増となっており、当村でも増額が見込まれるところであります。

起債は、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業等で起債の発行に約2億3420万円を見込んでおり、前年比6308万円(26.9%)の増額となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業としまして、障害福祉システムの改修費、起業支援・企業誘致・商品開発補助金等を計上し、住民税非課税世帯等給付金事業等は事業費確定のため減額しております。

4月1日付けの新規採用職員は、2月に追加募集を行い、一般事務職5人を採用予定です。

国民健康保険税は、国の法令改正に基づき、基礎課税額及び後期高齢者支援金の賦課限度額引上げと、中間所得層への配慮のため、軽減判定の基準額変更も合わせた条例改正議案を提案しております。

選挙は、7月28日に任期満了となります参議院議員通常選挙に必要な予算を計上しております。

物価高騰の影響を受ける低所得者世帯等への支援として、住民税非課税世帯への3万円、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯へ、児童1人当たり2万円を加算する給付金支給に向け、準備を進めて

おります。

ふるさと納税は、1月末現在の寄附額は15億5551万円で前年度比77.2%となっております。引き続き返礼品を充実させる取り組みを行い、寄附額増に努めてまいります。

クラウドファンディングは、株式会社三膳の「レトルト食品製造プロジェクト」が目標額を達成しました。株式会社ON IWAの「サウナ付きコテージ建設プロジェクト」は、目標額には達しておりませんが、事業者から早々に事業を開始したい旨の申し出があり、協議した結果、1月末までに受け付けた寄附金により、補助金を交付することとしました。

来年度は、ふるさと納税業務の効率化を目指して、委託業務の範囲を大幅に拡大します。プロポーザル方式により事業者の公募を行いましたところ、2社から提案があり、審査委員会で審議した結果、株式会社ふるプロが選定されました。また特設サイトを開設し、寄附の受付だけでなく、事業者の紹介、寄附の使い道や活用実績、芸西村の観光情報などの魅力を発信してまいります。寄附者とのつながりを重視し、芸西村のファンを増やしていきたいと考えております。

集落活動センターげいせいは、2月1日の「南国土佐観光びらき」に出展し、白玉糖ラスクを広くPRしてまいりました。来年度は、ホームページを作成してインターネット販売を開始する予定です。

メルキュール高知土佐リゾート&スパで、昨年12月1日から1月13日まで開催しました「竹灯りの宵」は、延べ4110人の方にお越しいただきました。

毎年、土佐カントリークラブで開催されてきました明治安田生命レディスヨコハマタイヤゴルフトーナメントは、大会の終了が決定し、17年の歴史に幕を下ろすことになりました。

げいせい桜まつりは、3月21日から4月6日までの期間開催とし、夜間のライトアップと昼間にキッチンカーの誘致を行います。

来年度は、連続テレビ小説「あんぱん」のロケ地となった琴ヶ浜を生かしたデジタルスタンプラリーやレンタサイクル事業を行い、交流人口増を目指してまいります。7月6日には、「今日はごめん・なはり線の日」が芸西村で開催される予定ですので、やなせたかし先生によって生み出されたキャラクターを活用し、多くの方にご来場いただけるよう準備を進めてまいります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、来年度から蓄電池や電気自動車等のバッテリーを使って自宅に電力を供給するV2hシステムを補助対象に追加し、補助上限額の引き上げを行います。

芸西村の公式Instagramの運用を開始しました。来年度よりスタートする高知県人口減少対策総合交付金を活用した新たな取り組みをはじめ、芸西村に関するさまざまな情報を効果的に発信してまいります。

地方版総合戦略は、令和7年度から令和11年度を計画期間として「芸西村デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、人口減少対策を推進していきます。

来年度は村内の観光資源であるKochi黒潮カントリークラブで婚活イベントを開催し、婚姻率の向上を目指してまいります。

来年度は国勢調査が予定されています。5年に一度実施の村内に常住する全ての方が対象となる大規模調査となっており、10月1日を基準日に全世帯に調査員がお伺いしますので、皆さまのご協力をお願いします。

おでかけバスは、村民の皆さまからの要望を受け、来年度から「東地」と「北芝」のバス停を増設するほか、利便性の向上を目指して、一部時刻表を変更することとします。また、村内の18歳以下、65歳以上の方、障害をお持ちの方、生活保護を受給されている方の利用料を無料とします。

窓口業務は、1月16日から住民の利便性向上とマイナンバーカードの普及促進のため、コンビニ交付サービスを開始しました。これにより、全国のコンビニエンスストアで役場閉庁時、早朝・深夜・土日祝日に関わらず、印鑑証明書と住民票が取得できるようになりました。2月末時点で交付済みの証明書は、住民票9通、印鑑証明書6通の合計15通です。

また、昨年3月1日から開始の戸籍の証明書広域交付は、制度開始から2月末までに315通の証明書を交付しております。制度を広く知ってもらえるよう、引き続き広報誌やSNS等で周知を図ってまいります。

障害福祉は、障害のある方及びその家族や介護者の皆さまがご利用いただけるサービスを紹介した芸西村障害福祉ガイドを、村内の各事業所と連携し作成しました。今後、周知を図ってまいります。

保健センターは、第4期健康増進計画を策定中です。健康課題の分析を行い、ライフステージに応じたアプローチに向け、地域の特性も考慮した具体的な施策を検討しております。健康増進・食育推進・自殺予防対策等の各分野での取り組みを総合的に推進してまいりたいと考えております。

来年度は、がん治療における脱毛等の外見変貌を補完する補正具の購入を助成する「アピランスケア支援事業補助金」、若年がん患者の訪問介護・訪問入浴介護サービス等を助成する「若年がん患者在宅療養支援事業」に取り組みます。

子育て支援は、経済的負担の軽減を図り、安心して出産・養育できるよう、第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円の出産祝金を支給します。高知市内の医療機関で実施している産後ケア事業は、移動負担の軽減と利用者増のため、保健師と助産師による訪問に加え、月に1回程度、村民会館を利用した産後ケアに取り組んでまいります。

小学4年生と中学1年生を対象とした小児生活習慣病予防健診「よかつぱ健診」は、高校1年生も新たに対象とします。また「親子deよかつぱ健診」として「よかつぱ健診」の対象児童生徒と保護者が、夏休み期間中の集団健診時に親子で受診できる機会を設けます。

今後も保健・福祉・教育等の関係機関と連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組んでまいります。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う重点支援地方交付金を活用し、住民1人当たり1万円分の券を交付する、生活支援地域振興券事業を実施します。できるだけ早期にお届けできるように、準備を進めてまいります。

地域包括支援センターは、「飲まない・吸わない・賭けない」健康マージャン教室に、本年度は10人の申し込みがあり、12月で全20回の日程を終了しました。希望者は、自主サークル「健康マージャンかっぱクラブ」に加わり、1月から活動を開始しております。

生活支援体制整備事業の地域で支える仕組みづくりとして立ち上げたボランティア組織「ちよいボラ」は、本年度は1月末までに30件の活動実績がありました。

12月に各ふれあいセンター等で消費者被害予防を目的とした「知っ得講座」を、産業振興課・安芸警察署と協働して開催し、53人の参加がありました。

3月は「認知症」をテーマに、ふくし懇談会を村内5か所で開催する予定です。また、人生100年時代を元気に過ごすための「フレイル予防講演会」を開催予定です。

地籍調査事業は、和食乙の津野地区の一筆地調査が完了し、昨年度調査しました和食乙地区の閲覧作業を2月6日から20日間実施しました。本年度は残りの測量業務を行い、年度内に完了予定です。

来年度の調査地区は、残りの和食乙地区を計画しており、和食乙地区の調査完了を見込んでおります。

移住促進は、1月18・19日に東京・大阪で行われました移住相談会に参加しました。和食西北芝分譲地は1月に所有権移転登記が完了し、整備した宅地全てを販売することができました。

来年度、人口減少対策として若者の移住・定住を促進するため、住まいの確保支援のほか奨学金返還支援にも取り組みます。ふるさとワーキングホリデー事業は、好評であったことから受け入れ人数を増やします。

都市圏から人材を誘致し、地域活動を担うための地域おこし協力隊は、確保が困難なため募集等に関して、事業者へ委託し強化を図ります。

農業振興は、みどりの食料システム戦略緊急対策事業に取り組みました。グリーンな栽培体系への転換サポートは、実証効果を検証した上で、実践に向けたマニュアルを作成し、生産者や関係機関などに配布予定です。

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の作成は、農業委員会など関係機関に照会し、同意を得ることができました。公告縦覧による意見聴取を行い、見直し修正後に公告して策定となります。

担い手確保対策として募集しておりました地域おこし協力隊は、1名の応募があり、4月1日に就任予定です。

来年度は、レンタルハウス整備や中古ハウス改修を予定しているほか、ハウス及び資材設備の高度化、養液栽培設備の導入、流出防止付燃料タンクの整備、重油タンクに代わる加温施設導入などの支援に取り組んでまいります。

新規就農者等担い手対策は、人材力強化総合支援事業などにより、新規就農者の経営を支援するほか、研修や後継者の育成支援に取り組んでまいります。

林業は、枯損松36本の伐倒駆除処理委託と松林下草刈り委託を発注しました。来年度は、林業事業体から間伐事業に取り組む意向がありましたので山の環境整備を支援してまいります。

水産は、劣化している製氷機のクーリングタワー改修と漁港内の外灯1基の改修を予定しております。老

朽化等により施設の劣化が進んでおりますが、高知県漁協と協力し適正な維持管理に努めてまいります。

商工は、2月に下半期として6事業者に対し、小規模事業者経営改善資金の利子補給支援を行いました。

来年度は商工振興事業として、商品開発や販路拡大など販売の強化に資する取り組みを支援するため、必要な予算を計上しております。今後も継続して商工会と連携し、事業者の支援を行ってまいります。

村営住宅は、火災警報器取替、野神団地基礎補修工事が完成し、ウサイ谷団地の白蟻予防の薬剤散布を発注しております。来年度は、正路ケ芝、琴ノ浦団地の白蟻予防、ウサイ谷団地の雨樋等交換工事を予定しております。

各住宅の老朽化も進んでおり、維持管理費用が増加しておりますが、適正な管理に努めてまいります。

一般住宅地震対策は、受付を中止しておりました耐震診断、改修工事、ブロック塀改修の補助事業は、国の変更承認を得ましたので、申請受付を再開しております。想定を上回る件数の相談がありましたので、来年度は、更に計画件数を増やした予算を計上しております。地震への関心が高まっているこの機会に、制度の周知や啓発に努め、耐震化を促進してまいります。

土木は、村道野神線、吉野線の舗装改修工事が完成しました。村道江尻線と国道との接続部分の道路改良、中学校東側の村道食東線の道路拡幅、転落防護柵設置工事は、3月完成予定で進めております。

来年度は、土木施設の維持管理や利便性の向上を図る新設改良事業、高規格道路整備や和食ダム建設と連携して行う事業に取り組んでまいります。

道路の維持管理は、老朽化が進み補修が必要となっている村道江尻線1工区と憩ヶ丘運動公園の南テニスコートの西、村道北叶岡線の舗装改修、サンシャイン芸西周辺の村道食馬ノ上線の側溝改修を予定しております。

新設改良事業は、芸西青果市場南の村道春田屋敷線と極楽地区の西の村道赤野線の道路拡幅を予定しております。

いずれの道路も幅員が狭く、片側通行や通行止め等の道路規制を行う必要があります。周辺住民や利用者の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力を得ながら取り組んでまいります。

治水対策は、和食川の放水路内の砂を除去するために整備しておりますブルドーザーの更新を進めてまいります。ブルドーザーは、製造から19年経過しており、昨年の駆動系の修繕の際、調達できない部品の経年劣化及び塩害による腐食を確認しております。県内にはリースの取り扱いはなく、海外での受注製造となり、発注から納入まで3年程かかると見込まれていることから、早期の発注を検討しておりました。また更新費用も高額になることから、財政的な支援について和食川管理者である高知県と協議を行いながら、来年度から手続きできるよう関連予算を計上しております。

昨年度から繰り越しておりました和食排水機場No.2ポンプと電気設備の更新工事が2月に完成しました。これで令和2年度から進めておりました長寿命化対策事業は完了となります。今後も保守点検を行いながら適正な維持管理に努めてまいります。

農業土木は、長寿命化計画に基づき、補助事業を活用しながら水利組合の用水路の補修を行うほか、老朽化が進んでおります馬ノ上の農道(1-14)号線の舗装改修を予定しております。

和食ダムは、ダム直下の護岸工事が進められており、来年度には駐車場の整備や舗装補修工事等を予定していると伺っております。また、現在行われております試験湛水は、降雨状況にもよりますが、令和7年12月頃には終了する予定で進められております。

村のダム関連事業は、和食ダム事務所と連携しまして、崩落のあるダム左岸側の管理道の再整備や県が整備する駐車場の完成にあわせてトイレを設置するように進めてまいります。

高規格道路整備は、主に西分地区の地盤改良やアズウ谷川の付け替え工事が予定されていると伺っております。

環境は、粗大ごみ集積所の地盤の嵩上げを行い、進入路の勾配を緩やかにする工事が完成し、利用の際の安全性が向上しております。

ごみは種類によりましてリサイクル可能で、資源が有効に利用できるものもありますので、分別による資源ごみのリサイクルの推進やごみの減量化によるごみ処理費用の削減に取り組んでまいります。

消防は、年末特別警戒や消防団初午駆伝競走、火災予防パレードで火災予防の呼びかけを行いました。火災発生状況は、1月31日と2月4日にビニールハウス小屋で火災が発生しましたが、消防団の迅速な消火活動により、大規模火災にならずに鎮火することができました。

防災は、資機材再整備事業を馬ノ上西地区及び西分第一地区で完了しました。また、松原津波避難タワーへの避難誘導看板設置工事は完成し、急傾斜となっている避難路への手すり設置工事は間もなく完成予定です。

学校教育は、児童生徒のタブレット端末を用いた学習を行っていますが、埼玉県版学力調査に続き、全国学力テストでもタブレットを用いて行われる教科が増えますので、円滑にタブレットの活用ができるよう通信環境整備や学習アプリの整備を行います。

現在、試行的に運用している教育支援センターを来年度から正式に開設する準備を進めております。学校に行きにくい児童生徒の登校につなげていきたいと考えております。

経済的理由により就学が困難な方に貸与している奨学金は、年度途中で収入が減少した場合にも貸与できるよう、引き続き通年での申請を受け付けます。

子育て世帯への支援策として高校生等の公共交通機関利用の通学費助成を引き続き行います。また学校給食費について、昨年9月から半額負担としておりましたが、来年度からは無償化する予定です。

保育所は、職員の働き方改革のため、事務職員を配置することとしました。出勤管理等の事務作業を担ってもらうことで園児や保護者への対応に専念でき、園児が元気に過ごせるよう努めてまいります。

教育施設集約化事業は、来年度予算に用地購入費及び用地詳細設計委託費並びに建築基本設計委託費等関連経費を計上しておりますが、3月2日に開催しました説明会でさまざまな貴重なご意見をいただきましたので、引き続き慎重に協議を進めてまいります。

社会教育は、12月にミニ門松づくり、1月2日に「成人式」を行い26人の新成人が、1月18日の新春凧揚げ大会には、約50人に参加いただきました。

社会体育は、1月11日の新春タコの山のぼりには23人の参加をいただき、2月9日の地区対抗村内駅伝大会には14チーム84人が村内を力走しました。

文化資料館・筒井美術館は、2月2日から3月23日まで、企画展 筒井広道師事「没後25年・片木太郎の世界展」を開催しております。

国民健康保険は、被保険者の減少や地域経済の厳しい状況により、保険税収入の確保が難しい状況が続いています。

令和12年度の保険料水準の県下統一も見据え、早期の赤字解消が求められておりますので、法定外繰入を削減しつつ、並行して税率の引き上げを検討していく必要があります。

村の医療費は、昨年度と比べ1人当たり医療費は減少する見込みですが、高医療費対策としまして、後発医薬品差額通知や、医療費通知、服薬情報の通知を継続して実施し、医療費の抑制及び適正化に取り組んでまいります。

生活習慣病に起因する疾病は、長期化・重症化傾向で、高医療費の要因ともなり、患者本人や家族の体力的・精神的・経済的にも負担が増えることから、保健師等による早期介入事業も継続して行います。

今年度は、特定健診受診率の向上に向けて、健診標語コンクールなどの新たな取り組みを行いましたが、来年度は高知県国民健康保険団体連合会との共同事業により、対象者の特性に応じた勧奨通知送付や事業効果分析等を行い、受診率向上を図るとともに、健康意識の向上につながるよう、健診後のフォローにも力を入れてまいります。

介護保険は、介護サービスの利用者が年々増加傾向にありますが、昨年度に見直しをしました第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画で策定した給付費等の見込み額と同水準で進んでおります。

来年度は、介護予防教室やボランティア活動に参加した65歳以上の方を対象とした、換金できるボランティアポイントを交付する事業に取り組めます。参加者のフレイル予防や社会参加につながる生きがいづくりを図るとともに、介護保険料の抑制を目指します。

後期高齢者医療は、対象者に健康診査や歯科健診の受診券を事前に配布し、高齢者の健康維持を図る取り組みを行っております。

健康年齢の引き上げ、医療費抑制・削減のため、引き続き健診受診率の向上に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、健やかに健康的な生活を続けることができるよう、後期高齢者医療広域連合と連携して保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

水道事業は、老朽化が進んでおりました井ノ本水源地の取水ポンプの取替や村道長谷線の配水管の布設替工事が完成しました。

来年度は、馬ノ上配水池、城本配水池の耐震化を進めるとともに井ノ本水源地から長谷配水池の送水管の布設替えなどの老朽化対策、渇水対策、水道管破損などにおける緊急対応などに取り組み、水道水が安定して供給できるよう努めてまいります。

下水道事業は、浄化センターや中継ポンプ場などの適正管理にむけ、日々の点検や修繕箇所への早期の対応等、安定した施設運営に努めております。

来年度からは、経年劣化が進んでいる設備を調査設計したストックマネジメント計画に基づいて、設備改修に取り組んでまいります。主なものとしては、和食地区のマンホールポンプ改修や来年度から9年度まで、芸西浄化センター各中継ポンプ場からの汚水の最終沈殿池等、水処理設備の改修を予定しております。

今後もストックマネジメント事業等によりまして、下水道機能の確保と施設の適正管理に取り組んでまいります。

住宅新築資金等特別会計は、償還計画により順調に償還が進んでおります。

来年度も償還計画に支障が出ないよう十分留意し、未収額の減少に努めてまいります。

本議会に提案しました議案は、専決予算1件、人事案件1件、条例14件、補正予算7件、当初予算7件、その他2件の合計32件です。議案の詳細は、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第1号から議案第32号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

おはようございます。議案第1号を説明いたします。令和6年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1ページをお願いします。

令和6年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1783万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

55款10項、国庫補助金2439万2千円の増。

75款5項、繰入金50万8千円の増。

歳入合計2490万円の増となります。

3ページをお願いします。

歳出です。

10款5項、総務管理費2490万円の増。

歳出合計2490万円の増となります。

今回の補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける低所得者世帯への支援をするために必要な予算となります。支給要件の確認や事務手続の確定後、速やかに支給手続を進めるため、専決予算とさせていただきます。

令和6年度住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を支給するものです。また、当該対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯へ児童1人当たり2万円を支給するものであります。

補正予算の詳細につきましては、4ページ以降の事項別明細書でご確認ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

議案第2号教育長の任命について説明をいたします。

議案第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、教育長の任命に当たり議会の同意を求めるものであります。

教育長に任命したい者の氏名は、山内將利。任期は、令和7年4月1日から令和8年10月3日までとなります。住所、生年月日、学歴、職歴につきましては、議案書に記載のとおりであります。

山口氏は芸西村出身で大学卒業後に教員として採用され、芸西中学校をはじめ、多くの教育現場で活躍をされてまいりました。また、野球部の顧問としても、長年部活動の指導に貢献されており、優秀な成績を収められております。

現在、大栃中学校の校長という役職にあるわけですが、芸西村の教育振興の役に立てればということで、現職を辞することとして、教育長任命の承認をいただいているものであります。まさに、これからの芸西村の教育行政を任せるにふさわしい経験と資質を備えた人物であると認識するところであります。ご審議の上、ご同意賜りますよう、何とぞよろしくご申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第3号をお願いいたします。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴いまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものであります。

主な改正点は、育児のための所定外労働の免除の対象を、子の年齢が3歳未満から小学校就学の始期までに拡大するものです。また、介護についての申し出があった場合における措置等に係る規定を創設するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴いまして、職員の育児休業等に関する条例の改正を行うものであります。

主な改正点は、仕事と介護の両立支援を利用しやすい勤務環境の整備等について定めるため、所要の改正を行うものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第5号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、近年の賃金上昇に伴い、その他の条例に設置された附属機関の委員その他これに準ずる委員報酬について、日額4時間未満を廃止し、日額を改正するとともに、委員長の日額を新たに設けるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の改正は、令和6年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に合わせまして、芸西村の一般職の職員の給与の改定を行うものです。

主な改正点は、国に準じて、3級以上について各級の初号給を引き上げるとともに、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額する改正を令和8年3月31日までに段階的に実施するものです。

また、管理職員が災害への対応、その他の臨時または緊急の必要により平日深夜の勤務に係る手当の支給対象時間帯を拡大するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第7号芸西村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国家公務員等の旅費制度の見直しによる国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴いまして、芸西村職員の旅費に関する条例の改正を行うものであります。

主な改正点は、経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担を軽減するため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うものです。現行の日当を廃止し、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当及び包括宿泊費、いわゆるパック旅行費に関する種目を新たに創設するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議案第8号をお願いします。芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、芸西村国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

主な改正点は、国民健康保険税の医療分の賦課限度額を65万円から66万円への引き上げ、後期高齢者支援金分の賦課限度額を24万円から26万円への引き上げ、中間所得者に対する軽減措置のうち、5割軽減の軽減判定に用いる被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円への引き上げ、2割軽減の軽減判定に用いる金額を54万5千円から56万円の引き上げとなっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長  
荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長

おはようございます。議案第9号芸西村印鑑条例の一部を改正する条例について説明します。

本条例改正は、機械彫り等の多量に製造されている印鑑の登録は原則登録はできませんが、近年、登録を希望される方の増加、並びに登録可能としている近隣自治体もあることから、それらを勧奨し登録可能とするものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に議案第10号をお願いします。議案第10号芸西村民会館、芸西村保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

本条例改正は、芸西村民会館、芸西村保健センターの使用料が、準備、片づけを含む実際の使用時間にかかわらず、午前、午後、夜間等の各主要時間区分において定額料金となっているものを、使用時間区分の廃止、冷暖房費を含む1時間単位の料金に改定、簡素化するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に、議案第11号をお願いします。議案第11号芸西村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

本条例改正は、使用貸出し可能とされているセンターの部屋は、現在、芸西村社会福祉協議会の事務所、会議室等となっており、他の使用・貸出しができないために行うものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第 12 号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、入居者の資格条件の一つである単身者の場合は、60 歳以上のものとする要件を緩和するもので、成人の者は単身の入居を可能とするものとするものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

おはようございます。議案第 13 号芸西村教育支援センターの設置及び運営に関する条例について説明します。

不登校児童生徒の居場所として、本年度試行的に開設しております教育支援センターについて、令和 7 年度より正式に開設するものです。なお開設時間は、午前 9 時から午後 3 時までを予定しております。

続きまして、議案第 14 号芸西村憩ヶ丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、令和 7 年 4 月 1 日より村の家の宿泊料金について、閑散期や繁忙期など、予約状況により、宿泊料を現行の 3 倍の金額以下の範囲で指定管理者が定めることを可能とするものです。

続きまして、議案第 15 号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）と保育所、幼稚園または認定こども園との連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援及び代替保育についての改正を行うものです。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士になることが可能となったため、栄養士とある箇所について、管理栄養士を加えております。

続きまして、議案第 16 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

本改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）と保育所、幼稚園または認定こども園との連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援及び代替保育についての改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第 17 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 7 号）について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 6766 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ 60 億 5017 万千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

45 款 10 項、負担金 73 万千円の減。

55 款 5 項、国庫負担金 73 万 4 千円の減。

10 項、国庫補助金 2890 万 2 千円の減。

60 款 10 項、県補助金 1594 万 1 千円の減。

65 款 5 項、財産運用収入 162 万 7 千円の増。

75 款 5 項、繰入金 1 億 1248 万 3 千円の減。

85 款 5 項、預金利子 11 万 3 千円の増。

15 項、雑入 81 万 2 千円の減。

90 款 5 項、村債 980 万円の減。

以上、歳入合計 1 億 6766 万 3 千円の減額となります。

続きまして、歳出です。

5 款 5 項、議会費 156 万 3 千円の減。

10 款 5 項、総務管理費 2791 万 7 千円の減。

10 項、徴税費 204 万 9 千円の減。

15 項、戸籍住民基本台帳費 198 万 3 千円の増。

20 項、選挙費 599 万 9 千円の減。

25 項、統計調査費 79 万 9 千円の減。

35 項、企画費 207 万 1 千円の増。

15 款 5 項、社会福祉費 958 万 2 千円の減。

10 項、児童福祉費 1418 万 9 千円の減。

20 款 5 項、保健衛生費 113 万 5 千円の減。

10 項、清掃費 520 万 8 千円の減。

25 款 5 項、農業費 1356 万 7 千円の減。

10 項、林業費 323 万 7 千円の減。

15 項、水産業費 19 万 8 千円の減。

30 款 5 項、商工費 6 万 3 千円の減。

35 款 5 項、土木管理費 30 万円の減。

10 項、道路橋梁費 4177 万 7 千円の減。

15 項、河川費 1103 万円の減。

20 項、住宅費 21 万円の減。

40 款 5 項、消防費 673 万円の減。

45 款 5 項、教育総務費 1142 万 9 千円の減。

10 項、小学校費 270 万 9 千円の減。

15 項、中学校費 143 万 4 千円の減。

20 項、幼稚園費 215 万 3 千円の減。

25 項、社会教育費 487 万 9 千円の減。

30 項、保健体育費、528 万 6 千円の減。

60 款 10 項、基金費 172 万 6 千円の増。

以上、歳出合計 1 億 6766 万 3 千円の減額となります。

今回の補正は、歳入が負担金、補助金、村債等につきまして収入見込額の確定により、その金額に合わせた減額を行っております。歳出につきましては、事業費の確定による減額が主なものですが、企画費の起業支援補助金、民生費の障害福祉システムの改修費の予算を増額しております。

続きまして、5ページをお願いします。

第3表、繰越明許費。

10 款 5 項、住民税非課税世帯等給付金（物価高騰対策給付金）事業 2490 万円。

10 款 5 項、野外劇場改修事業 1585 万 2 千円。

10 款 15 項、戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業 293 万 3 千円。

10 款 35 項、事業者支援補助金事業 3047 万 2 千円。

25 款 5 項、農業水路等長寿命化事業 1060 万円。

35 款 5 項、長谷地区急傾斜地対策事業 970 万円。

35 款 10 項、和食ダム支線管理道改修事業 1300 万円。

35 款 10 項、道路メンテナンス事業 1350 万円。

35 款 10 項、防災・安全社会資本整備交付金事業 350 万円。

35 款 15 項、和食ダム周辺整備事業 4160 万円。

35 款 20 項、住宅耐震化促進事業 2032 万 2 千円。

35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 1497 万 6 千円。

40 款 5 項、防火水槽防水事業 298 万円。

40 款 5 項、津波避難施設整備事業 644 万円。

以上が繰越予定の事業となっております。

6ページをお願いします。

第5表、地方債補正。

1、追加。

起債の目的、防災・減災・国土強靱化事業、限度額 110 万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

続きまして、変更です。

起債の目的、公共事業等、補正前限度額 5150 万円、補正後の限度額 5040 万円。一般単独事業、補正前限度額 1 億 3010 万円、補正後の限度額 1 億 2030 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法についての変更はありません。

以上が令和 6 年度一般会計補正予算となります。補正予算の詳細につきましては、10 ページ以降の事項別明細書の説明書に記載しておりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長

18 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を説明します。

1 ページをご覧ください。

令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4943 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4230 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

23 款 15 項、県補助金 4691 万 3 千円の減。

30 款 5 項、繰入金 219 万 9 千円の減。

40 款 5 項、雑入 32 万円減。

合計 4943 万 2 千円の減となります。

3 ページをご覧ください。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 82 万 5 千円の減。

10 款 5 項、療養諸費 3682 万 6 千円の減。

10 項、高額療養費 816 万円の減。

15 項、移送費 1 万円の減。

25 項、出産育児一時金 200 万円の減。

20 款 5 項、共同事業拠出金 2 千円の減。

25 款 5 項、保健事業費 157 万円の減。

35 款 15 項、基金費 3 万 9 千円の減。

合計 4943 万 2 千円の減となります。

本補正予算は、歳入では県の交付金見込みによる変更と、歳出では保険給付費の見込みに伴う変更が主なものです。なお詳細につきましては事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第 19 をお願いいたします。議案第 19 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を説明します。

1 ページをご覧ください。

令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 133 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9768 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

20 款 10 項、国庫補助金 3 万 2 千円増。

25 款 5 項、支払基金交付金 3 万 5 千円増。

30 款 15 項、県補助金 1 万 6 千円増。

45 款 5 項、一般会計繰入金 141 万 5 千円。

合計 133 万 2 千円の減となります。

3 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 170 万 8 千円の減。

10 款 5 項、介護サービス等諸費 179 万 5 千円増。

10 項、介護予防サービス等諸費 179 万 5 千円減。

25 款 15 項、介護予防・生活支援サービス事業費 13 万円増。

40 款 5 項、償還金及び還付加算金 27 万 7 千円の増。

99 款 99 項、予備費 3 万 1 千円減。

合計 133 万 2 千円の減となります。

本補正予算は、歳入では保険料収入や国及び県の負担金見込みによる変更と、歳出ではサービス給付費の見込みに伴う変更が主なものです。なお詳細につきましては事項明細書のとおりです。

次に、議案第 20 号をお願いいたします。議案第 20 号令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を説明します。

1ページをご覧ください。

令和6年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8154万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

20款5項、一般会計繰入金10万7千円減。

合計10万7千円の減となります。

3ページをご覧ください。

歳出。

5款5項、総務管理費10万7千円の減。

合計10万7千円の減となります。

本補正予算は、一般管理費における郵便料金の不用額減額に伴うものです。なお詳細につきましては事項別明細書のとおりです。

以上の3議案、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第21号令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算額の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

25款5項、貸付金元利収入24万円の増。

続きまして、歳出です。

20款5項、繰出金24万円の増。

今回の補正予算は、歳入は徴収した住宅新築資金償還金を、歳出は一般会計繰出金に計上するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。

議案第22号令和6年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1条、令和6年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条から補正内容をご説明いたします。

第2条では、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。支出、第1款第1項、営業費用200万円の増。維持管理修繕費でございます。

次の第3条では、当初予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入、第1款第1項、企業債1180万円の増。支出、第1款第1項、建設改良費1186万円の増。こちらは和食ダム建設負担金に係るもので、県の工事費の増額補正に合わせたものを、村負担を増額補正するものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2570万9千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものとしております。

次の第4条では、企業債の限度額を補正するものです。こちらは9月の補正予算で、企業債借入れ限度額を9240万円としていたものを、今回の補正で計上します和食ダム建設負担金の企業債1180万円を増額しました1億420万円を限度額とするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以下、2ページからは、予算に関する説明資料を添付しておりますのでご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第23号令和6年度芸西村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1条、令和6年度芸西村下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条から補正内容をご説明いたします。

第2条では、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものになります。収入、第1款第2項営業外収益、補正予定額50万円の増。こちらは令和6年度事業における消費税の還付金の見込額を計上しております。

次の第3条では、当初予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を補正するものになります。収入、第1款第3項、補助金35万円の増。こちらは長寿命化対策で行っておりますストックマネジメント事業の国庫補助金の見込額を計上しております。なお、支出科目に予算の組替えがございます。

2ページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出科目の支出でございます。第1款第1項第1目、管路建設改良費、補正予定額1459万円の増。第3目、処理場建設改良費1459万円の減。こちらは、ストックマネジメント設計委託費の実績見込みに伴う不用額をストックマネジメント事業で改修の必要がありますマンホールポンプ場の更新工事に予算を組み替えるものになります。

3ページからは、補正予算に関する資料を添付しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 10:15〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10:25〕

長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

議案第24号令和7年度芸西村一般会計予算について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和7年度芸西村一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億5300万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度

額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、村民税1億2984万5千円。

10項、固定資産税1億7962万4千円。

15項、軽自動車税1713万3千円。

20項、たばこ税4200万円。

30項、入湯税1270万円。

10款5項、地方揮発油譲与税533万1千円。

15項、自動車重量譲与税1607万7千円。

20項、森林環境譲与税535万8千円。

15款5項、利子割交付金34万8千円。

16款5項、配当割交付金271万7千円。

17款5項、株式等譲渡所得割交付金317万3千円。

18款5項、地方消費税交付金1億101万2千円。

19款5項、法人事業税交付金531万5千円。

20款5項、ゴルフ場利用税交付金3355万円。

31款5項、環境性能割交付金198万7千円。

33款5項、地方特例交付金159万7千円。

35款5項、地方交付税12億9000万円。

40款5項、交通安全対策交付金64万3千円。

45款5項、分担金20万円。

10項、負担金315万5千円。

50款5項、使用料3739万5千円。

10項、手数料1141万3千円。

55款5項、国庫負担金1億3057万6千円。

10項、国庫補助金1億9451万6千円。

15項、国庫委託金173万3千円。

60款5項、県負担金8174万1千円。

10項、県補助金2億4680万4千円。

15項、県委託金1318万3千円。

65款5項、財産運用収入1891万。

10項、財産売払収入36万円。

70款5項、寄附金15億230万円。

75款5項、繰入金11億7715万1千円。

80款5項、繰越金2000万円。

85款3項、延滞金、加算金及び過料40万円。

5項、預金利子8万5千円。

10項、貸付金元利収入981万1千円。

15項、雑入2065万7千円。

90款5項、村債2億3420万円。

以上、歳入合計55億5300万円となります。

6 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、議会費 5409 万 3 千円。

10 款 5 項、総務管理費 4 億 859 万 6 千円。

10 項、徴税費 4226 万 3 千円。

15 項、戸籍住民基本台帳費 3989 万 4 千円。

20 項、選挙費 631 万 9 千円。

25 項、統計調査費 9509 万 9 千円。

30 項、監査委員費 115 万 3 千円。

35 項、企画費 10 億 4890 万 4 千円。

15 款 5 項、社会福祉費 6 億 1523 万 3 千円。

10 項、児童福祉費 2 億 7768 万 6 千円。

15 項、災害救助費 16 万 1 千円。

20 款 5 項、保健衛生費 2 億 5763 万 2 千円。

10 項、清掃費 6180 万 4 千円。

25 款 5 項、農業費 2 億 4529 万 8 千円。

10 項、林業費 1406 万円。

15 項、水産業費 577 万 9 千円。

30 款 5 項、商工費 342 万円。

35 款 5 項、土木管理費 4498 万 6 千円。

10 項、道路橋梁費 2 億 2331 万 5 千円。

15 項、河川費 2389 万 9 千円。

20 項、住宅費 6756 万 8 千円。

25 項、公共下水道費 1 億 8650 万円。

40 款 5 項、消防費 1 億 2985 万 1 千円。

45 款 5 項、教育総務費 2 億 5389 万 7 千円。

10 項、小学校費 4558 万 3 千円。

15 項、中学校費 3871 万 7 千円。

20 項、幼稚園費 8800 万 6 千円。

25 項、社会教育費 7797 万 9 千円。

30 項、保健体育費 1 億 1060 万 6 千円。

55 款 5 項、公債費 3 億 845 万 5 千円。

60 款 10 項、基金費 7 億 7095 万 4 千円。

99 款 99 項、予備費 529 万円。

以上、歳出合計 55 億 5300 万円となります。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

第 4 表、債務負担行為。

事項、ブルドーザー購入。期間、令和 7 年度から令和 9 年度。限度額 4000 万円。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

第 5 表、地方債。

起債の目的。公共事業等、限度額 3070 万円。教育・福祉施設等整備事業、限度額 3060 万円。一般単独事業、限度額 1 億 7290 万円。以上、合計 2 億 3420 万円となります。起債の方法、証書借入または証券発行。利率 5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

令和 7 年度一般会計当初予算につきましては、前年度比 2 億 1800 万円減の 55 億 5300 万円となっています。一般会計当初予算に関する詳細な説明は差し控えさせていただきますが、前年度との款ごとの予算の比較に

つきましては11ページ以降の事項別明細書、また、節ごとの詳細につきましては14ページ以降の事項別明細書の説明書をご確認いただきたいと思ひます。

なお、別紙参考資料といたしまして、令和7年度当初予算新規事業等の概要をまとめた資料をご用意しておりますので、あわせてご覧いただきますようお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長  
荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長

議案第25号をお願いいたします。議案第25号令和7年度芸西村国民健康保険特別会計予算を説明します。

1ページをご覧ください。

令和7年度芸西村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6600万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、国民健康保険税1億4909万2千円。

10款5項、手数料千円。

23款15項、県補助金5億4887万7千円。

30款5項、繰入金6734万7千円。

40款3項、延滞金、加算金及び過料5万円。

5項、雑入60万円。

45款5項、財産運用収入3万3千円。

合計7億6600万円となります。

3ページをご覧ください。

歳出。

5款5項、総務管理費1910万円。

10項、徴税費16万7千円。

15項、運営協議会費6万2千円。

10款5項、療養諸費4億6068万9千円。

10項、高額療養費7220万円。

15項、移送費1万円。

20項、葬祭諸費36万円。

25項、出産育児一時金300万円。

11款5項、医療給付費分1億2980万8千円。

10項、後期高齢者支援金等分4461万2千円。

15項、介護納付金分1713万円。

25款3項、特定健康診査等事業費575万5千円。

5項、保健事業費965万5千円。

30款5項、公債費5万円。

次のページをお願いします。

35 款 5 項、償還金及び還付加算金 30 万円。

15 項、基金費 3 万 3 千円。

99 款 99 項、予備費 306 万 9 千円。

合計 7 億 6600 万円となります。

令和 7 年度当初予算につきましては、歳入では県支出金の減、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業納付金の減により、前年比約 2000 万円の減となっております。令和 12 年度の保険料水準の県下統一に向け、引き続き赤字運営の早期解消に取り組むとともに、医療費の適正化、特定健診の受診率向上、生活習慣病重症化対策予防事業等に取り組んでまいります。なお詳細につきましては事項明細書のとおりです。

続いて議案第 26 号をお願いいたします。議案第 26 号令和 7 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を説明します。1 ページをご覧ください。

令和 7 年度芸西村介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 9206 万 6 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、介護保険料 1 億 990 万円。

15 款 10 項、手数料 4 千円。

20 款 5 項、国庫負担金 9462 万 4 千円。

10 項、国庫補助金 3975 万 8 千円。

25 款 5 項、支払基金交付金 1 億 4895 万 2 千円。

30 款 5 項、県負担金 8345 万 2 千円。

15 項、県補助金 91 万円。

35 款 5 項、財産運用収入 1 万 1 千円。

45 款 5 項、一般会計繰入金 1 億 1223 万 3 千円。

10 項、基金繰入金 87 万 6 千円。

60 款 5 項、延滞金、加算金及び過料 3 万円。

3 ページをご覧ください。

20 項、雑入 131 万 6 千円。

合計 5 億 9206 万 6 千円となります。

4 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 2990 万 9 千円。

15 項、介護認定審査会費 444 万 9 千円。

25 項、計画策定委員会 10 万円。

10 款 5 項、介護サービス等諸費 4 億 9593 万円。

10 項、介護予防サービス等諸費 1150 万円。

15 項、その他諸費 49 万 7 千円。

20 項、高額介護サービス等費 1637 万円。

22 項、高額医療合算介護サービス等費 182 万円。

25 項、特定入所者介護サービス等費 2180 万円。

25 款 5 項、一般介護予防事業費 217 万円。

10 項、包括的支援事業・任意事業費 229 万 1 千円。

15 項、介護予防・生活支援サービス事業費 151 万 2 千円。

20 項、その他諸費 2 万 2 千円。

25 項、高額介護予防サービス相当費 5 万円。

30 款 5 項、基金積立金 1 万 1 千円。

5 ページをご覧ください。

40 款 5 項、償還金及び還付加算金 20 万円。

10 項、繰出金 50 万円。

99 款 99 項、予備費 293 万 5 千円。

合計 5 億 9206 万 6 千円となります。

令和 7 年度当初予算につきましては、第 9 期高齢者福祉計画介護保険事業計画で策定した給付費等の見込額を踏まえた予算となっております。来年度は 65 歳以上の方を対象とした、換金できるボランティアポイントを交付する事業を実施します。給付費は増加傾向にありますけれども、今後も地域包括支援センターとも連携し、介護予防事業等に取り組み、介護保険料の抑制を目指します。なお詳細につきましては事項別明細書のとおりです。

次に議案第 27 号をお願いいたします。議案第 27 号令和 7 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を説明します。1 ページをご覧ください。

令和 7 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8493 万 6 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをご覧ください。

歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、後期高齢者医療保険料 5872 万円。

10 款 5 項、手数料千円。

20 款 5 項、一般会計繰入金 2608 万 5 千円。

30 款 5 項、延滞金、加算金及び過料 3 万円。

10 項、償還金及び還付加算金 10 万円。

合計 8493 万 6 千円となります。

3 ページをご覧ください。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 519 万 6 千円。

10 款 5 項、後期高齢者医療広域連合納付金 7964 万円。

15 款 5 項、償還金及び還付加算金 10 万円。

合計 8493 万 6 千円となっております。

令和 7 年度当初予算につきましては、歳入では保険料率改正及び被保険者増の見込みによる増、歳出では医療費に伴う広域連合納付金が増となり、全体では前年比約 420 万円の増となっております。なお詳細につきましては事項別明細書のとおりです。

以上の 3 議案、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第 28 号令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算についてご説明いたします。1 ページをお願いいたします。

令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113 万 1 千円と定める。2、歳入歳出

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

10款5項、県補助金1万1千円。

25款5項、貸付金元利収入112万円。

続きまして、歳出です。

5款5項、貸付事業費18万円。

20款5項、繰出金85万1千円。

99款99項、予備費10万円になります。

令和7年度予算につきまして、歳入では住宅新築資金等貸付助成事業の補助金と貸付金元利収入、歳出では弁護士の相談委託料、一般会計への繰出金、予備費を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

議案第29号令和7年度芸西村簡易水道事業会計予算につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度芸西村簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条から内容をご説明いたします。

第2条、業務の予定量につきましては、(1)給水戸数1689戸。(2)年間総給水量55万5660立方メートル。(3)1日平均給水量1522立方メートルといたしております。こちらは令和5年度実績に基づく令和7年度の予定量としております。(4)主要な建設改良事業は、長谷地区配水管布設替設計委託、馬ノ上・城本配水池耐震設計委託、長谷地区送水管布設替工事、和食ダム建設負担を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の収入科目としまして、第1款簡易水道事業収益は1億2459万4千円を見込んでおります。内訳としまして、第1項営業収益は5648万9千円で、主に水道料でございます。第2項営業外収益は6805万5千円で、公営企業会計への繰り出し基準に伴う一般会計からの補助金や負担金、国庫補助金などでございます。第3項特別利益は5万円で、過年度の水道料金の過誤納金の受入れ先等でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款簡易水道事業費用は1億822万円を計上いたしております。内訳としまして、営業費用は8865万3千円で、電気料、修繕費、人件費などの通常経費のほか、水質調査や、水道システムの保守、公営企業会計支援の委託料金などになります。第2項営業外費用は1851万7千円で、企業債利息でございます。第3項特別損失は5万円で、過年度の水道料金の還付金などにかかる費用になります。第4項予備費は100万円といたしております。

2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の収入科目としまして、第1款資本的収入は1億2063万9千円を見込んでおります。内訳は、第1項企業債9170万円で、主に建設改良費の企業債でございます。第2項出資金2893万9千円で企業債に対する一般会計からの出資金でございます。

続きまして、支出科目としまして第1款資本的支出は1億5289万円を計上いたしております。内訳としまして、第1項建設改良費は9010万円で、馬ノ上・城本配水池の耐震設計委託や長谷地区送水管の布設替工事、和食ダム建設負担などの費用でございます。第2項企業債償還金は6279万円で、以前に行いました建設改良費の企業債の償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する3225万1千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継金で補填するものといたしております。

次の第5条、企業債につきましては、和食ダム建設負担金や建設改良費用、公営企業会計支援費用で9170万円を借り入れるものです。起債の方法、利率、借入れ先、償還の方法につきましては記載のとおりでござ

います。

3ページをお願いします。

第6条、一時借入金につきましては5000万円を限度額としております。

次の第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用、特別損失の間の流用が必要な場合といたしております。

次の第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で723万円としております。

次の第9条、他会計からの補助金につきましては、地方公営企業への繰出基準に基づく企業債支払利息や、事業運営補助金としまして3702万8千円といたしております。

次の第10条、たな卸資産購入限度額につきましては、水道メーターなどの貯蔵品の購入にかかる費用としまして217万4千円を定めております。

以下、4ページから予算に関する説明資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第30号令和7年度芸西村下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度芸西村下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条から内容をご説明いたします。

第2条、業務の予定量につきましては、(1)計画処理人口2860人。(2)年間総処理水量34万231立方メートル。こちらは令和5年度実績に基づく予定量としております。(3)主要な建設改良事業は、芸西浄化センター改築更新工事、マンホールポンプ場更新工事を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の収入科目としまして、第1款下水道事業収益は、2億720万2千円を見込んでおります。内訳としまして、第1項営業収益は5010万円で、主に下水道使用料でございます。第2項営業外収益は1億5709万2千円で、公営企業会計への繰り出し基準に伴う一般会計からの補助金でございます。第3項特別利益は1万円で、過年度の下水道料金の過誤納金の受入れ先でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款下水道事業費用は、1億9969万1千円を計上いたしております。内訳としまして、第1項営業費用は1億8367万1千円で、芸西浄化センター維持管理委託料、電気料、曝気装置や汚泥脱水機などの修繕費でございます。第2項営業外費用は1551万円で、企業債利息でございます。第3項特別損失は1万円で、過年度の下水道料金の還付金などに係る経費でございます。第4項予備費は50万円としております。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の収入科目としまして、第1款資本的収入は2億1530万円を見込んでおります。内訳としまして、第1項企業債は5830万円で、建設改良費の企業債でございます。第2項出資金は1億円で、企業債償還金等に対する一般会計からの出資金でございます。第3項補助金は5500万円で、ストックマネジメント事業国庫補助金でございます。第4項負担金は200万円で下水道加入金の受益者負担金でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款資本的支出は2億4680万円を計上しております。内訳としまして、第1項建設改良費は1億1300万円で、主に芸西浄化センター改築更新やマンホールポンプ場更新工事でございます。第2項企業債償還金は1億3380万円で、以前に行いました建設改良等の企業債の償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3150万円は、消費税及び地方消費税資本的収入調整額並びに損益勘定留保資金で補填するものといたしております。

次の第5条では、債務負担行為を定めるものになります。内容は、芸西浄化センターストックマネジメント改築更新工事になります。こちらは本年度までに策定しましたストックマネジメント計画に基づいて行うもので、主なものとしまして、和食地区のマンホールポンプ場や芸西浄化センターの各中継ポンプ場からの汚水の最終沈殿池などの水処理設備の改修になります。期間は令和7年度から9年度まで、限度額は3億8400万円といたしております。

3ページをお願いします。

第6条、企業債につきましては、主なものとしまして、ストックマネジメント事業で行う建設改良費を借

り入れるもので、限度額を5830万円とするものです。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は記載のとおりでございます。

次の第7条、一時借入金につきましては2億円を限度額としております。

次の第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用、特別損失の間の流用が必要な場合といたしております。

次の第9条、他会計からの補助金につきましては、地方公営企業への繰出基準に基づく企業債償還に係る支払い利息や事業運営補助金としまして8650万円といたしております。

以下、4ページから予算に関する説明資料を添付しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長  
長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

議案第31号区域外路線の認定についてご説明いたします。

次のとおり区域外道路の認定を承諾することについて、道路法第8条第3項の規定による下記の区域外路線の認定を承諾するにあたって、同法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものです。

路線名は、安芸市道東寄青谷線、安芸市道青谷線で、起点、終点、延長、幅員につきましては、別紙の位置図等に示すとおりです。

今回の区域外道路の認定につきましては、芸西村と安芸市の行政界に位置する市道が区域を越えて路線を認定することについて承諾するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長  
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第32号芸西村憩ヶ丘運動公園の指定管理者の指定について説明します。

次の者を芸西村憩ヶ丘運動公園の指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び位置。名称、芸西村憩ヶ丘運動公園。位置、芸西村和食甲4525番地。

2、指定管理者となる団体。名称、JPT Tours Japan株式会社。代表者、代表取締役 米元一泰。

3、指定期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日。ただし、村及び指定管理者双方に異議のないときは、1年を単位として指定期間を延長することができるが、再延長は令和12年3月31日までの最長5年間を限度とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長  
以上で一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第1号令和6年度芸西村一般会計補正予算(専決第2号)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。  
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

《散会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:05 散会]